

施設警備業務重要事項説明書

(警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第1号)

宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号
同和警備株式会社
 代表取締役 高橋 宏知
 TEL 022-222-5455 FAX 022-711-5362

契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

No	項目	内容
1	警備業務を行う期間	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
2	警備業務を行う時間帯	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
3	警備業務対象施設の名称及び所在地	名称: 契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
		所在地: 契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
4	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	弊社サービス規定による交代制勤務とし、業務内容により人員決定し、下記義務を担当します。 ①異常の際の緊急対処 ②その他(要望事項等)
5	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	所定の知識及び技能を有する警備員とします。(警備業法に定められた教育実施)
6	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	宮城県公安委員会に届け出ている弊社の制服を使用します。
7	警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	1. 無線機 2. 警戒棒 3. 懐中電灯 4. その他機器等 (対処上必要機器)
8	警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項	業務上必要な物件の鍵をお客様から弊社が預託し、厳重に取扱い保管・管理します。
9	警備業務対象施設の警備実施方法	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
10	警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置	盗難等の事故が発生した場合は、直ちに関係機関等へ連絡するほか、事案に即した所要の処置を講じ、被害の拡大防止等を図ります。また、緊急連絡先一覧に基づき必要な連絡をとります。
11	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	所定の通信方法により、必要の都度、依頼者に報告します。なお、緊急時には、依頼者の提案する通信方法により、所定の担当者に直ちに報告します。
12	警備料金・その他の費用	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
13	支払い時期及び方法	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
14	警備業務の再委託に関する事項	この警備業務は、弊社が行い、下請け等再委託は行いません。
15	免責に関する事項	①天変地異、暴動、その他不可抗力による場合
		②物件の瑕疵又は御社の管理上の瑕疵に基づく場合
		③御社の従業員又は関係者の故意あるいは過失に基づく場合
		④本計画書に基づく警備方法では当然防止しえない場合
16	損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項	弊社は、本契約に基づく警備実施時間中に御社又は御社の関係者に身体上あるいは、財物上の損害を生ぜしめ、これが明らかに弊社の責に帰すべき事由による場合は、客観的に承認された損害証明に基づき対人賠償、対物賠償合わせて1事故金10億円を限度として御社に対して損害賠償の責に任ずる。
17	契約の更新に関する事項	契約期間満了3ヶ月前に終了の意思表示がない場合は、なお、1年間延長して、継続することとします。
18	契約の変更に関する事項	変更する場合は事前に、相互が、その理由を記した文章を提示して行うものとします。
19	契約の解除に関する事項	解除する3ヶ月前までに、相互が、その理由を記した文章を提示して行うものとします。 お客様の理由による契約解除の場合は契約期間内(更新期間中含む)の既存の請求権は消滅しません。 お客様側が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の不当な手段を用いて要求行為を行った場合は、一切の損害賠償業務を負担しません。
20	警備業務に係る苦情を受けるための窓口	各拠点が対応します。
21	これらのほか特約があるときは、その内容	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
22	契約の締結年月日	契約締結時に記入します。

- ※ 上記警備業務について契約に至るまでの見積提出(契約前)から契約書取交し(契約時)の内容説明の概要を表示しております。
 ※ 本書に記載のない事項については見積書及び契約書において別途記載、ご説明させていただきますが、基本の共通する内容となります。
 ※ 書面交付の代わりに、こちらのホームページにて表示し提出に代えさせていただきます。